三次市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和7年2月21日

三次市長 福 岡 誠 志

三次市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例(案)

三次市消防団員等公務災害補償条例(平成16年三次市条例第256号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項第2号中「9,100円」を「9,700円」に改め、同号ただし書中「1万4,200円」を「1万4,500円」に改め、同条第3項中「217円を、第2号から第5号まで」を「1人につき100円を、第2号に該当する扶養親族については1人につき383円を、第3号から第6号まで」に、「33円(非常勤消防団員等に第1号に掲げる者がない場合にあっては、そのうち1人については367円)」を「217円」に改め、同項第2号中「及び孫」を削り、同項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫 第5条第4項中「(以下「特定期間」という。)」を削り,「特定期間に」を 「当該期間に」に改める。

別表中

Γ

円	円	円
12, 500	13,350	14,200
10,800	11,650	12,500
9, 100	9, 950	10,800

」を

Γ

円	円	円
12, 900	13,700	14,500
11, 300	12, 100	12, 900
9,700	10,500	11, 300

」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の三次市消防団員等公務災害補償条例第5条第2項及び第3項並びに別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた三次市消防団員等公務災害補償条例第5条第1項に規定する損害補償(以下「損害補償」という。)並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号アに規定する障害補償年金及び同条第6号アに規定する遺族補償年金(以下「傷病補償年金等」という。)について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償(傷病補償年金等を除く。)及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。
- 3 前項に規定する同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る傷病 補償年金等のうち、班長に適用する補償基礎額は、この条例による改正後の三 次市消防団員等公務災害補償条例別表に規定する部長及び団員の額とする。